

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年4月3日
磐田市教育委員会

磐田市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対策のため、市立小中学校については令和2年3月4日から春季休業の開始まで臨時休業としました。

その後も、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での見解や文部科学省からの通知を基にしながら、本市の現状を踏まえた対応を検討しているところです。

こうした中、本市においては現在、感染者が確認されていないため、十分な感染予防対策に努めた上で、4月から学校における教育活動を行います。

1. 入学式・始業式

感染予防対策や規模を縮小化するなどして実施します。

2. 中学校での部活動

学校内での実施のみとし、他校等との交流活動は行わないこととします。

3. 学校での感染予防対策

- (1)マスクの着用、うがい、手洗い、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施します。
- (2)教育活動については、「密閉」「密集」「密接」の3条件が重ならないように十分配慮します。

4. 保護者の皆様へのお願い

- (1)少しでも風邪の症状がみられる場合は、完治するまで自宅静養をお願いします（出席停止）。
- (2)不要不急の外出は控えるよう、お子様へお声掛けをお願いします。

5. 感染や濃厚接触と認められた場合

- (1)学校関係者（児童・生徒・職員・放課後児童クラブ支援員等）の感染が認められた場合は、学府（中学校区）を単位として原則、感染が明らかになった日から14日間を臨時休業とします。
※個人が特定されないよう、最大限の配慮をします。
※学校が臨時休業となった場合は、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、部活動も同様に休止とする予定です。
- (2)学校関係者が濃厚接触者とされた場合は、検査の結果が出るまで、学府を単位として全校の児童生徒を自宅待機（概ね3日間）とします。
※濃厚接触者本人は、感染の可能性がなくなるまで自宅待機とします。

上記は、4月3日時点における方針であり、今後の状況によって変わる可能性があります。